

Ⅲ 調査結果の分析と考察

Ⅲ 調査結果の分析と考察

1 人権課題への関心と啓発

(1) 各人権課題への関心度

「関心のある人権課題」(問4)では、「障がい者」への関心が最も高く46.0%、次いで「高齢者」が43.5%、「インターネットによる人権侵害」が35.1%、そして僅差で「子ども」が33.8%とそれぞれに高い関心が寄せられている。障がい者及び高齢者に対する関心度は「身近にいる生きづらさ等を抱えた方」(問6)の上位2位と同じであり比較的身近にある人権課題に関心を寄せていることがわかる。

また同設問の回答を割合の多かった順に並べると、近年メディアに頻繁に取り上げられることの多い課題が上位に集まり、メディアを通じて人権課題への関心が高まっていることがわかる。

なお、前回調査で「同和問題」を選んだ割合は被差別部落内で92.7%、被差別部落外で53.4%と高かったが(※)、本調査では18.8%と著しく低下した。

同和問題については従来から取り組まれてきた人権課題であるが、以前からメディアでタブー視される傾向にあるため、自然に情報が入りづらく関心を持ちづらい点はあるものの、2016年(平成28年)12月に部落差別解消推進法が制定・施行されたことを合わせて考えるとこの数値の低下は危機感を持って対応しなければならない。

※ 被差別部落内に対する調査は平成5年に総務庁が実施し、被差別部落外に向けた調査については平成6年に本市が独自に実施した。

(2) 無関心層への啓発

「関心のある人権課題」(問4)で「(関心のある人権課題が)特にない」と答えた割合が16.2%となっている点にも注目しなければならない。これは年代別に見てもほぼ大差がなく、あらゆる年代で一定数人権課題に無関心な層が存在していることを示している。

また、各人権課題の解決方策を問う設問では年代別傾向としては年代が高くなるごとに「分からない」を選択する割合が高くなっており、総じて関心のない人権課題に対しては解決の方策に「特にない」を選ぶ傾向があったことから、無関心層に向けた更なる人権課題への関心の喚起・高揚の為の教育・啓発活動が求められる。

2 宿毛市民の人権意識の分析と課題

(1) 人権に対する考え方

「人権や差別についての考え」(問8)を見ると「差別は人間として恥ずべき行為であり、私たち一人ひとりが差別しないような人にならなければいけない」75.6%、「差別問題に無関心な人にも、差別問題について理解してもらうことが必要だ」38.8%と人権尊重や人権課題の解消に対して前向きな回答を選んでいる。

また、「差別はされる側に問題がある」2.4%、「差別に対して抗議や反対をすることによってかえって問題が解決しづらくなる」6.2%といった否定派の意見は一定数見られるものの非常に少なく、これは市民の人権意識が高いことを示している。

しかし人権意識の高さが感じられる一方で、各問の、自由記載欄「その他(具体的に)」欄に被差別側に対する辛辣な意見や強い差別意識のある書き込みも一定数見られ、今後は潜在化する差別意識の克服も求められる。

(2) 人権意識の底上げ

「人権や差別についての考え」(問 8)で 27.0%の人が「どのような手段を講じても、差別を完全になくすことは無理だ」と回答している。同設問で「差別は人間として恥ずべき行為であり、私たち一人ひとりが差別しないような人にならなければいけない」75.6%、「差別問題に関心な人にも、差別問題について理解してもらう必要がある」38.8%の前向きな回答の多さと合わせて考えると、差別は無くしていかななくてはいけないもので、無関心な人にもっと理解を求めるべきだという考えを持ちながらも、現実的には差別を完全になくすことが不可能ではないかと考える層が存在していることがわかる。またこのような考え方を持つこの層に効果的に啓発し、市民の人権意識の底上げが今後の課題と言える。

(3) 性別による人権侵害の内容の違い

「人権侵害の内容」(問 5-1)を見ると全体では「あらぬうわさ、他人からの悪口、かげ口を言われた」が 50.9%と最も多く、「仲間外れや無視をされた」37.1%、「名誉や信用を傷つけられたり、侮辱を受けた」と「セクシャル・ハラスメントなどのハラスメントを受けた」がそれぞれ 27.5%と続いている。

注目したいのはこの設問の調査結果を男女で分けた時に、「名誉や信用を傷つけられたり、侮辱を受けた」では男性が女性を 17.1%上回り、「差別待遇(人種・信条・性別・社会的身分により不利益な扱い)を受けた」では同じく男性が女性を 14.2%上回った。一方で「セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメントなどのハラスメントを受けた」では女性が男性の回答を 20.6%上回る結果となっている。「名誉や信用を傷つけられたり、侮辱を受けた」と「差別待遇」についてはパート職員や短時間労働の就業形態も多い女性に比べ、長年の社内での軋轢や、出世・昇進などに関わる職場での待遇において男性の方が人権の侵害を感じる機会が多いものと推測され、「ハラスメント」に関しては男性からの女性蔑視が未だに根強く残っている事が反映されていると言える。近年は全国的に男女機会均等の理念が積極的に推進されているが、性別役割分担意識等による女性蔑視は早急に解消されなければならない問題であると言える。

3 人権課題への対応

(1) 身近に感じられやすい人権課題の対応

「障がい者」、「高齢者」の人権問題が最も身近に感じられやすい問題であることは「1 人権課題への関心と啓発」でもふれたが、市民の高い関心が寄せられる人権課題への公的機関等に求められる対応は以下のとおりである。

人権課題に対する市民の指摘や要望は多岐にわたっており、積極的な取り組みが必要である。とりわけ、インターネットによる人権侵害はSNSの急速な浸透に伴う人権問題としてどの年代層でも関心が高まっている。インターネットはその性質上、一度書き込んだ情報を完全に消し去ることが難しく、被害からの回復が難しい。学校等と協力し低年齢からインターネットの利用に関する正しい知識を身に付け、マナーを守った安全な利用を促すことが重要であることはもちろん、利用者の心に潜む偏見や差別意識の払拭とそのような偏見や差別を生じさせない啓発と教育が求められる。

▶ 各人権課題解決に向け求められる方策

○障がい者

- ・道路や交通機関、建物等のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化等
- ・就労支援や働く場の確保
- ・在宅サービスや福祉施設・医療機関等の施設の充実
- ・少ない負担で自由に移動できる交通手段の整備

○高齢者

- ・少ない負担で自由に移動できる交通手段の整備
- ・在宅サービスや福祉施設・医療機関等の施設の充実
- ・高齢者を地域で支える仕組みの整備
- ・道路や交通機関、建物等のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化等

○インターネットによる人権侵害

- ・インターネット利用者に対して、個人のプライバシーや名誉に関し、正しく理解するための教育・啓発活動の推進
- ・違法な情報発信者に対する監視・取り締まりの強化
- ・利用者やプロバイダに対する情報の停止、削除要請
- ・企業等による個人情報保護法を正しく理解した適切な安全対策

○子ども

- ・家庭、学校、地域が協力して子どもを見守る体制作り
- ・家庭内での信頼関係の構築
- ・教職員の人間性、資質向上
- ・いじめの防止

(2) 市民の関心が比較的低い人権課題への対応

「ハンセン病元患者等」、「外国人(居住や労働での差別)」、「犯罪被害者等」、「HIV 感染者等」、「LGBTQ(性の多様性)」、「大規模災害発生時の人権問題」など市民の関心が比較的低い人権課題について、市民の人権意識を高めるためにはまずは「関心がない」「分からない」段階から「少しは内容を知っている」という状態に近づける取り組みをしなければならない。そして次の段階では普段の生活で馴染みのない人権課題でも、自分の生活とのかかわりを推考できるような啓発が求められる。

▶ 各人権課題解決に向け求められる方策

○ハンセン病元患者等

- ・ハンセン病の正しい情報の提供や理解を深める教育・啓発活動の推進

○外国人(居住や労働での差別)

- ・異文化に対する理解や尊重に向けた教育・啓発活動の推進

○犯罪被害者等

- ・精神的被害者に関するカウンセリング

○HIV 感染者等

- ・感染者等についての正しい情報の提供や理解を深める教育・啓発活動の推進

○LGBTQ（性の多様性）

- ・LGBTQ についての正しい情報の提供や理解を深める教育・啓発活動の推進

○大規模災害発生時の人権問題

- ・被災者に確実に支援や情報が行き届くようにする

4 同和問題への理解・認識の深化

(1) 同和教育の成果

前回調査では、「同和問題を知ったきっかけ」（問 15）と同じく、被差別部落を認知した方法についての設問があり、今回調査と比較してみたい。

前回調査では平成 6 年度の被差別部落内の調査では「部落について知ったきっかけ」の質問で最も多かった回答は「家族・親戚」の 44.9%で、「学校の授業」は 3.7%と非常に少なかった。同じく被差別部落外でも最も多かった回答は「家族・親戚」で 33.0%、「学校の授業」は 22.9%と部落内外共に、家族・親戚から知った場合が最も多く、学校の授業は被差別部落内と外で大きな差があり、被差別部落外のみ家族・親戚に迫る割合となっていた（※）。

本調査では、同設問に対し最も多かった回答は「学校の授業で教わった」48.7%、次いで「家族・親戚から聞いた」24.8%となっている。年代別で見ても 50 歳代以下の全ての世代で 70%代から 80%代の非常に高い割合で学校の授業によって同和問題を知っており、学校現場での同和問題に対する取り組みが伺える。

※ 被差別部落内に対する調査は平成5年に総務庁が実施し、被差別部落外に向けた調査については平成6年に本市が独自に実施した。

(2) 同和教育の課題

学校現場での同和問題に対する取り組みが伺える反面、「家族・親戚から（同和問題を）聞いた」割合の低下は家庭内や親戚間で部落差別について語られる機会が少なくなっていることを表している。同和問題を知るきっかけが家庭から学校の授業に比重を移していることから、学校の授業は、一人ひとりの被差別部落に対する意識に大きく影響を及ぼすものとなっていることがわかる。

このことから質の高い学習内容と十分な学習時間の確保が同和問題への理解と認識の深化に必要とされるが、注目すべきは、「同和問題について知っていますか」（問 14）で「知っている」と答えた人が 92.9%また 10 歳・20 歳代では 82.2%が「知っている」と答えている。

しかし「同和問題を解決するために必要な方策」（問 19）で『「同和地区」のことなど口に出さず、そっとしておけば部落差別は自然になくなる』を選択した 10 歳・20 歳代の割合は全世代の中で最も多い 35.1%となっている。これは近年の学校現場での同和教育が、単に知識としての教育に留まっており、部落差別のおかしさや憤りを感じさせ、同和問題への理解を啓発につなげるまでには至っていないと言えるのではないだろうか。近年の学校現場では同和学习に充てられる時間は非常に限られており、生徒への啓発は伝える側の教員の資質に大きく依存している状況にある。同和問題への理解と認識の深化には、

さらなる教育の質の向上が求められる。

また、この回答を選択した全体の割合は 28.2%で平成 29 年度全国調査(内閣府実施「人権擁護に関する世論調査」)の 19.2%を大きく上回っている。実に意識調査協力者の 4 人に 1 人以上がいわゆる「寝た子を起こすな」の考えを持っているという状況は当然看過できない。

一方「交流機会を増やし、相互の理解を深める」を選んだ推進派も 26.4%と同数程度存在はしているが、自由記載欄には同和地区が税金面での優遇を受けているとしての偏見から、同和地区(出身者)への強い不満や、差別的な内容の書き込みが少なからずあることから、統計の数字には出てこない根深い偏見や差別的な意見を持つ層が一定数存在することを踏まえ、今後の政策を思案しなければならない。

まとめ

人権問題は一般的に固く難しいイメージを持たれることが多く、気軽に学びづらい風潮がある。そのような印象を払拭するべく、わかりやすさ、伝わりやすさを心がけた啓発活動を行うが、その効果は日頃から人権問題に携わる人を中心に限られた狭い範囲にしか波及せず、人権問題を広く市民に呼びかけ、改めて人権と差別について考えてもらう機会を設けることは容易なことではない。

今回、調査を行った結果、「人権について改めて考える良い機会になった」との記述が複数あり、人権課題に関心の薄かった人たちに意識調査を通じて啓発ができたことはデータ収集以上の意義を感じる喜ばしいことである。

先にも触れたが本調査の返信率の高さやその内容から、宿毛市民の基本的な人権意識が高い水準にあることが伺える。また「人権が尊重される社会の実現」(問 27)では 66.4%の人が「学校教育や社会教育を通じて、人権を尊重する教育活動を積極的に行う」を選んでいることから積極的な人権教育が求められていることが分かる。これを実現するためには、子どもの頃からの系統立てた人権学習による差別をしない心や人権の大切さを教える取り組みを継続していくことが重要となり、また人権学習を受ける側だけでなく発信する側としての意識も同時に育てていくべきと考える。

今回の意識調査で人権推進に前向きな回答が高い割合で見られる一方、自由記載欄「その他(具体的に)」への書き込みには、被差別側に対する偏見や根深い差別意識のある書き込みが一定数見られた。これらの書き込みをただの辛辣な一部の意見として軽視するのではなく、また、本調査に 1,000 人以上の市民回答しなかった結果を宿毛市の現実として受け止め、市政のあらゆる分野において、人権尊重の観点からの施策を意識し推進しなければならない。

同時に「1 人権課題への関心と啓発」の(2)で触れた無関心層に向けての啓発も必要である。この層へ啓発は最も届けづらく成果の出づらいものであるため、従来の統一的な啓発方法から年代別にアプローチの仕方を変えるなど、それぞれの生活様式や趣味嗜好に寄り添う啓発方法を打ち出し、まずはあらゆる人権課題に対して関心、興味を持ってもらえるような施策を行わなければならない。

また、「人権教育・啓発のために市に望むこと」(問 29)では「専門家や著名人の講演」35.9%、「差別を受けていた当事者や関係者の話・交流を通じての学習」31.9%、「参加者同士の自由な意見交換や体験を通じた参加・体験型の学習」27.0%と続いており、気軽に学べる機会だけでなく、多様な学習方法の提供を検討する必要がある。

そのほか、相談窓口の周知と活用の推進も課題の一つである。「人権侵害を受けた時の対応」(問 5-2)では「公的機関に相談した」を選んだ人がわずか 9.5%だった。各機関での相談窓口は整備され、告知されているものの利用状況は少ない。相談窓口の周知や情報提供をさらに積極的に行う事も大切であるが、デリケートな問題が多いことから相談者が対面や電話での相談を敬遠している可能性を考え、今後はメールなどでの相談対応なども視野に入れ、その後電話や対面での相談につなげるといった相談の敷居を下げる努力も必要ではないだろうか。

一人ひとりの人権が尊重される社会の実現は一人ひとりの意見に耳を傾けることから始まる事を市職員は肝に銘じ、市民にとってわかりやすい啓発活動や各種人権相談時の思いやりを持った素早い対応を心がけ、本調査結果を根拠とした政策を打ち出し、今後の市政に反映させなければならない。

(分析 特定非営利活動法人 じんけんネットすくも)